

キャンペーン期間

2026 7/1 水 2026 9/30 水

うまい 新米



定期貯金2026

生活応援キャンペーン

1等 お米 10kg
50本

2等 お米 5kg
200本

3等 お米 2kg
50本

新規
ご契約
限定

お預入金額20万円ごとに
『愛媛県産ひめの凜』が
抽選で当たる！

令和8年産

合計**300**名様

預入金額20万円ごとを1口とし、1本の抽選権を付与いたします。

もりもり食べよう！



JAバンクえひめキャラクター
ばんジャくん

預入金額 20万円以上 預入期間 1年 募集総額 20億円

詳しくは当JA窓口にお問い合わせください。

※期間内であっても募集金額に達した場合、商品の取扱いは終了いたします。

■本店営業部 ☎24-3852 ■中曽根支店 ☎24-2213 ■金生支店 ☎58-2168 ■松柏支店 ☎24-4465
■豊岡支店 ☎25-0121 ■土居中央支店 ☎74-3290 ■川之江中央支店 ☎58-3200



〒799-0422 四国中央市中之庄町 1684-4
金融部金融企画課 ☎ 0896-24-3737

JA うま

検索

商品概要

(令和8年7月1日現在)

| | |
|-----------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1.商品名 | ●スーパー定期貯金単利型:懸賞品付定期貯金「うまい新米定期貯金2026」 |
| 2.ご利用いただける方 | ●個人の方 |
| 3.期間 | ●1年 ●自動継続(元金継続または元利金継続)のお取扱いとなります。 |
| 4.預入方法 | |
| (1)預入方法 | ●一括預入 ※ATMでのお預け入れは対象外となります。 |
| (2)預入金額 | ●一口20万円以上1,000万円未満(新たにお預け入れいただく資金を対象とします) |
| (3)預入単位 | ●1円単位 |
| 5.販売期間 | ●令和8年7月1日(水)～令和8年9月30日(水) |
| 6.払戻方法 | ●満期日以後に一括して払い戻します。 |
| 7.利息 | |
| (1)適用金利 | ●預入時の通常のスーパー定期貯金(1年もの)の店頭表示利率を満期日まで適用します。 |
| (2)利払頻度 | ●満期日以後に一括して支払います。 |
| (3)計算方法 | ●付利単位を1円として1年を365日とする日割計算をします。 |
| (4)税金 | ●20.315%(国税15.315%、地方税5%)の分離課税となります。 ※令和19年12月31日までの適用となります。 |
| (5)金利情報の入手方法 | ●窓口でお問い合わせください。 |
| 8.抽選 | |
| (1)抽選権 | ●預入金額20万円ごとを1口とし、1本の抽選権を付与します。 ※定期貯金証書に自動で抽選番号が採番されます。※懸賞品は一人様につき1つとさせていただきます。 |
| (2)懸賞内容 | ●下記の懸賞品(愛媛県産 ひめの凜)をプレゼントします。 ●1等:10kg 50本/2等:5kg 200本/3等:2kg 50本 ※懸賞品は一時所得となり、確定申告が必要な場合があります。 |
| (3)抽選方法 | ●キャンペーン終了後、コンピュータにより自動抽選を行います。 |
| (4)当選発表 | ●当選発表は懸賞品の発送をもってかえさせていただきます。 ※懸賞品の発送先はJAうまへ届出している住所となります。 ※抽選結果等に関するお問い合わせには、お応えできませんのでご了承ください。 【懸賞品発送時期】令和8年11月～令和8年12月末 |
| 9.募集総額 | ●20億円 ※期間内であっても募集金額に達した場合、商品の取扱いは終了いたします。 |
| 10.手数料 | — |
| 11.付加できる特約事項 | ●マル優(障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」)のお取扱いができます。 |
| 12.中途解約時の取扱い | ●初回満期日前に解約する場合は、解約時の普通貯金利率により計算した利息とともに払い戻します。 |
| 13.貯金保険制度(公約制度) | ●保護対象 当該貯金は当組合の譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。 |
| 14.苦情処理措置および紛争解決措置の内容 | ●苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という)につきましては、当組合本支店または金融部(電話:0896-24-3737)にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。 ●紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当組合金融部またはJAバンク相談所にお申し出ください。 愛媛弁護士会(電話:089-941-6279) |
| 15.その他参考となる事項 | ●この定期貯金は原則として期限前に中途解約することはできません。期限前に中途解約する場合は、抽選権が無効となる、または、お受け取りになった懸賞品相当額の返還を申し受ける場合があります。 ●諸情勢(不作等)により懸賞品内容が変更となる場合や取扱いが終了となる場合があります。 |

詳しくは窓口にお問い合わせください。

JAうま